

## ろびーぎゃらりー利用規定

### (目的)

- 1 区役所を区民に対して、親しみと潤いのある場所にするために、区民の日頃の余暇活動の成果や、区民の美術・芸術・創作・作品の発表の場として提供をします。

### (貸出対象)

- 1 文化芸術活動の発表を目的とした、旭区在住・在勤・在学の個人または団体とします。団体については、代表者または構成員に旭区在住・在勤・在学の方が在籍していれば可とします。
- 2 ご利用いただける文化芸術活動の発表内容は、作品の展示等に限りません。原則、音楽活動の発表（音の出る発表）にはご利用いただけません。
- 3 営利・営業目的や会員募集等の活動にはご利用いただけません。

### (貸出期間)

- 1 会場利用にあたっては、旭区内の団体・個人で年2回までの利用ができます。ただし、連続して2回はとれません。
- 2 利用できる期間は原則として1回につき、月曜から月曜までの1週間です。
- 3 行政利用については、上記にあてはめず弾力的に対応します。

### (申込)

- 1 窓口（地域振興課生涯学習支援係）で、利用申込書により申込む。
- 2 電話予約申込については、後日（10日以内に）窓口で利用申込書を記入してください。
- 3 会場の申し込みは、1年先のその月までです。

例：申込に窓口に来た日 予約ができる月

平成22年10月31日 平成23年10月

平成23年2月1日 平成24年2月

ただし、貸出は月曜から月曜までの1週間なので、区切りが悪い場合には弾力的に次の月に入ります。

- 4 1日9時に申込者2人以上の場合は受付順の抽選を行います。

(料金)

- 1 会場使用料は、無料。

(搬入・搬出)

- 1 作品（展示物）の搬出・搬入は、次の時間帯の中で完了できるように行ってください。
  - (1) 搬入について（飾り付け）  
月曜日の16時から17時までに行ってください。
  - (2) 搬出について（後片付け）  
月曜日の15時から16時までに行ってください。
  - (3) 搬入（飾り付け）・搬出（後片付け）については、利用者（ご自身）で責任をもって行ってください。

(器具の貸出)

- 1 作品（展示物）の展示のためのフック及びピックアップワイヤー等は窓口（地域振興課生涯学習支援係）で、お貸しいたします。

(キャンセル)

- 1 個人・団体を問わず、多くの区民を対象とした日常創作活動を発表する場として活用するためには、なるべく計画的に利用してください  
キャンセルする場合早急に窓口に来るか電話で連絡をしてください。
- 2 キャンセルが年2回同じ団体・個人で行われた時には、翌年の利用申込はお断りをいたします。

(監視)

- 1 展示期間中の監視について区役所職員は、作品の監視はいたしませんので利用者ご自身で監視巡回を行ってください。

(破損・紛失)

- 1 展示期間中の作品（展示物）の破損紛失等は、区役所として責任を負い兼ねますので利用者ご自身で注意を払ってください。

(取り消し)

- 1 会場申込後行政利用(行政判断)により、会場使用の取り消し又は変更(利用日程の変更)が行われることがあります。

付 則

平成2年1月1日より施行

取り消し事項の追加に伴い平成6年1月1日改定

窓口担当の変更にもない平成6年7月1日改定

利用時間の変更にもない平成9年1月1日改定

利用期間の変更にもない平成10年6月1日改定

搬入・搬出時間の変更にもない平成18年6月1日改定

貸出対象の項目追加にもない平成21年2月6日改定